

(案)

役務契約書（単価契約）

1. 業務名 岩手南部森林管理署遠野支署カラーデジタル複写機保守点検業務
2. 業務場所 岩手南部森林管理署遠野支署
岩手県遠野市東館町7-39
3. 業務内容 別紙のとおり
4. 履行期間 自：契約締結の日
至：令和9年3月31日
5. 業務請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
6. 契約保証金 免除

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年2月13日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県遠野市東館町7-39
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署遠野支署長 印

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

別紙

1. 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2. 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

機 器	機 種	設 置 場 所
A p e o s C 6 5 7 0	カラ一	岩手南部森林管理署遠野支署 (2階事務室 1台)

3. 保守の実施

- (1) 受注者は、複写機の点検及び調整等を、毎月1回以上実施しなければならない。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月31日に実施することとする。
- (2) 受注者は、複写機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 複写機の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く）の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。
 - 1) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - 2) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - 3) 天災・地変その他これに類する災害による場合。

4. 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー、テストコピー一分としてモノクロ1パーセント、カラー1パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。
なお、3月期についてはカウンター数値確認作業後速やかに請求するものとする。

5. 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

別紙

業務請負予定金額内訳書

契約名：岩手南部森林管理署遠野支署カラーデジタル複写機保守点検業務

機器：Apeos C6570

設置場所：岩手南部森林管理署遠野支署 2階事務室

種別	複写（使用）枚数	単価（円）	使用予定枚数（枚）	契約月数	予定金額（円）	備考
モノクロ	1枚以上		10,000	12		
カラー コピー	1枚以上		5,000	12		
カラー プリント	1枚以上		2,000	12		
小計						
消費税（10%）						
合計						